

茂原市農業委員会第13回総会議事録

1 開催日時 令和2年12月9日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 13名

1番 中村正明	2番 小高一夫
3番 湯浅公夫	4番 蕨直邦
5番 光橋正人(第二副小委員長)	6番 杉浦文子
7番 八角徳政	8番 高山多聞(第一副小委員長)
9番 秋葉仁喜(第二小委員長)	10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
11番 鬼島一郎(職務代理)	12番 加藤古志郎
13番 石井利明(会長)	

出席推進委員 8名

矢部友一	古山光雄	早川昇一	渡邊滋樹
富田和男	平野芳之	風戸茂樹	深山文雄

4 欠席委員 1名

14番 浦島京子

5 事務局職員 6名

事務局長 高山浩二	局長補佐 丸島浩二
係長 東條成男	係長 鵜澤史樹
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文

6 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 2件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 11件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 1件
- ・第12回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請について 14件
- ・第12回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 7件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

地目変更登記申請に係る照会について

令和2年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

その他

8 総会要旨

局長

本日は第13回総会にご参集頂きましてありがとうございます。

本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件について、議案番号3号は12月4日付で取下願が提出されましたので、議案より削除をお願いいたします。よって3条申請2件、4条申請1件、5条申請11件、5条許可後の計画変更承認申請1件、第12回保留議案21件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について3件、以上合計39件となります。そのほか報告事項がございます。

茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させて頂いてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は12番加藤委員と1番中村委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

それでは第1号議案です。申請地は本納字宮ノ下地先外5筆、田6081㎡を売買しようとする申請です。買受人は大網白里市の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、経営規模拡大のため、とのこと。買い受ける農地にて水稻及びネギの作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき市内の農地はありません。大網白里市に自作地があり、大網白里市農業委員会より農業経営の実態証明が提出されております。大網白里市農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、トラクター、コンバインを所有しています。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、周辺農地の耕作と同様の防除を行うとのこと。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして第2号議案です。申請地は法目字新田地先、田481㎡を売買しようとする申請です。買受人は法目の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、所有耕作地の隣地であるため、とのこと。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機を所有しています。労働力、

技術については、世帯員5名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、隣接地を耕作しているため支障等はないとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。
説明は以上でございます。

- 会長 第一小委員長から報告をお願いします。
- 第一小委員長 審議の結果、1号議案から2号議案については許可となりましたので報告いたします。
- 会長 それでは審議いたします。★★委員いかがですか。
- ★★委員 ★★さんは、行政区は違いますが私と隣接する地域の方でして、よく知っております。★★さん自身も大網白里市で農業委員の経験があったと思います。事情もよく知っていると思いますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 ★★委員のお話しもございましたように、許可でよろしいと思います。
- 会長 1号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 ★★さんは若くて後継者として一生懸命頑張っておりますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 特に問題は無いと思います。
- 会長 2号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可ということで決定いたします。
続きまして農地法第4条の規定による許可申請についてであります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。
4号議案です。申請地は、法目字城田地先外2筆、田128㎡の内10.57㎡、畑1083㎡の内315.36㎡、合計1211㎡の内325.93㎡です。千葉市の★★さんが、専用住宅用地として転用する申請です。申請理由は、現在アパートに住んでいるが、手狭となったため、実家のそばに家を建てたい、とのことです。事業計画としては、建築面積68.31㎡の住宅1棟及び進入路とします。
次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地にも該当しませんが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外

的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず、整地のみです。排水は、合併浄化槽により処理した後、蒸発拡散装置による宅内処理です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長 第一小委員長から報告をお願いします。

第一小委員長 審議の結果、4号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議します。★★委員いかがですか。

★★委員 申請人の生家の敷地内の土地です。赤目川の拡張で隣まで赤目川が広がってくる所だと思いますが問題は無いと思いますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 第1種農地と言いましてもこの辺りは荒れ放題になっている所です。許可相当でよろしいと思います。

会長 4号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明します。

5号議案です。申請地は、下太田字駒形地先外1筆、田313㎡の内294㎡、畑3118㎡の内2597㎡、合計3431㎡の内2891㎡です。下太田の★★さんが下太田の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて、一時転用にて土採取のための作業場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、隣接の既存施設で廃棄物処理事業を行っておりますが、近年の台風災害後廃棄物が増加しており、隣接の山林を開発し拡張工事をするにあたり、進入路、土砂堆積場、沈砂池が必要になったため、とのこと。事業計画としては、進入路、土砂堆積場、沈砂池を設ける計画です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」、並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロの「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであること」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は、ありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は、雨水のみで道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

なお、一時転用について、申請期間は令和5年1月14日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

続きまして6号議案です。申請地は、高師字安土地先、畑476㎡、農地以外の土地2836.22㎡、合計3312.32㎡です。東京都の★★さんが、高師の★★さんから賃貸借権の設定により土地を借り受けて、貸店舗用地とする申請です。申請理由は、申請地周辺は住宅化が進み、道路状況もよいことから店舗を建てることに好条件であるため、とのこと。事業計画としては、建築面積1228.15㎡の貸店舗1棟と、駐車場41台分、駐輪場10台分です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として、開発行為申請書、特定事業申請書、道路工事施工承認申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は行わず、多少の盛土のみですが、ブロック・フェンスで囲い、周辺へ土砂の流出を防止するとのこと。排水は、汚水、雨水とも下水道へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、大芝字二西割地先外2筆、畑944.73㎡、農地以外の土地1145.98㎡、合計2090.71㎡です。早野の★★さんが大芝の★★さんから売買により土地を買い受けて、倉庫用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、同社は早野地先に倉庫を所有していますが、昨年の水害で被害を受けたことから、水害の出ないこの場所に倉庫を確保したい、とのこと。事業計画としては、既存の倉庫2棟のほか資材置場、駐車スペースとします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで宅内浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、早野字神門前地先、田495㎡です。中の島町の★★さんが、早野の★★さんから土地を買い受け、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在、借家住まいで手狭なため、また会社から近く条件も良いため、とのこと。事業計画としては、建築面積96㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と考えられます。第1種農地として判断される場合は、原則許可できない農地ですが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、道路工事施工承認申請書が提出されております。造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流の計画です。★★水利組合から同意書が提出されております。また、確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、早野字神門前地先外1筆、田817㎡です。いすみ市の★★さんが、早野の★★さんから土地を買い受け、専用住宅及び進入路用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在、借家住まいで手狭なため、また勤務地が茂原市内のため、とのこと。事業計画としては、建築面積104.33㎡の住宅1棟及び進入路とします。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と考えられます。第1種農地として判断される場合は、原則許可できない農地ですが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。造成は整地のみです。排水は、合併浄化槽を設置し、北側排水路へ放流の計画です。★★水利組合から同意書が提出されております。また、確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、三ヶ谷字堀之内地先、畑84㎡です。三ヶ谷の★★さんが東郷の★★さんから土地を買い受けて、駐車場用地とする申請です。申請理由は駐車場が不足しており、申請地は事務所に隣接しているため取得したい。事業計画としては、駐車場3台分です。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はございません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は行なわず、整地は砂利転圧です。排水は雨水のみで宅内浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は、本小轡字上之原羽黒地先外2筆、田36.23㎡、畑217㎡、合計253.23㎡です。東郷の★★さんが神奈川県★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在借家住まいで手狭になったため、土地選定理由としては、申請地は、近隣にスーパーがあり、交通・通学等生活至便な住宅地であるため、とのこと。事業計画としては、建築面積56.31㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課に道路工事施行承認申請が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事を行いません。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、新小轡字南地先、畑1787㎡の内、259.8㎡です。小林の★★さんが新小轡の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在借家住まいで手狭となったため、土地選定理由としては、申請地は、親の家に隣接しており農業を継ぐのにも適してい

るため、とのことです。事業計画としては、建築面積64.17㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はございません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わずに整地のみです。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。★★用排水路維持管理組合から排水同意書が提出されています。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。なお、申請地の一部に昭和30年5月頃に許可を得ず家屋を建設しているため、土地所有者から始末書が添付されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号議案及び農地法第5条の許可後の計画変更承認申請の16号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。

申請地は、東郷字宮ノ台地先、畑200㎡です。東郷の★★さんが茂原の★★さんから売買により土地を買い受けて、宅地拡張用地とする申請です。申請地は、平成12年12月15日付けで倉庫用地として農地法第5条の許可を受けておりましたが、事業の変更等により倉庫建設を断念した、とのことです。

また承継者につきましては、申請理由は、申請地は現在の住まいの南側にあり、宅地の拡張に適しているため、とのことです。事業計画としては、建築面積29.26㎡のカーポートを建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみです。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして14号議案です。申請地は、国府関字三升目下地先外1筆、田1497㎡の内869㎡、畑353㎡、合計1850㎡の内1222㎡です。東京都の★★さんが国府関の★★さんから使用貸借権の設定により土地を借りて、無線基地局新設工事に伴う仮設用地として一時転用する申請です。申請理由及び土地選定理由は、基地局の隣接地であるため、とのことです。事業計画としては、鉄板敷きにて資材置場、車両置場とし、仮設トイレを設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地にも該当しませんが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地原則として許可をすることができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」、並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロの「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであること」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地鉄板敷きのみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみです。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認済みです。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付さ

れた必要書類で確認しております。

なお、一時転用について、申請期間は令和3年5月31日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

続きまして15号議案です。申請地は、押日字柿谷地先、田386㎡です。押日の★★さんが押日の★★さんから土地を買い受けて、資材置場及び駐車場用地とする申請です。申請理由は、隣地で塗装業を営んでおり、利用している既存施設の資材が増加し、駐車スペースが足りないため、とのこと。事業計画としては、資材置場及び駐車場3台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで、自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長 第一小委員長から報告をお願いします。

第一小委員長 審議の結果、5号議案から16号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次審議します。5号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 地域に対してきちんと対応していますし、一時転用ということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 地元の★★委員いかがですか。

★★委員 作業場として一時転用ということで、近隣農地にも迷惑はかからないと思います。

会長 5号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして6号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 用途地域で第3種農地となり、住宅地内の残留農地で他の農地に迷惑のかかるようなことも考えられませんので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 いまお話しのあったように住宅地の中に残っている農地で、第3種農地ということですので、問題無いと思います。

会長 6号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして7号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 大通りにも面していますし、大芝の区画整理地内ではありませんが倉庫用地として適当な場所だと感じておりますので、許可相当でよろしいと思います。

- 会長 7号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 第1種農地に含まれていますが、図面の通り既に住宅も相当建っていて宅地化されていますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 周りを見ましても既に住宅が建っていますので、★★委員がおっしゃったとおりでよろしいと思います。
- 会長 8号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして9号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 8号議案と同じで、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 周りも人家が連坦し、第1種農地とはいえ専用住宅ということですので、よろしいと思います。
- 会長 9号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 事務所前の駐車場ですので問題無いと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 10号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 ここは西側の改良した道路の方が高くて排水が大変ですけれども、ここはもう住宅地の中の農地ということですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 11号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 こども周りに住宅も建っている所ですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 12号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして13号及び16号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 当初計画者が一回、転用許可を受けている場所で、しかも周りを見れば住宅の密集した場所ですので、問題は無いと思いますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。

- ★★委員 北側の関さんが宅地拡張ということですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 13号及び16号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号及び16号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして14号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 前から話のあった所で、一時転用ですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 14号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして15号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 進入路も無く、こういう所の利用は買受人にとっても売渡人にとってもよい話だと思われま。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 15号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして議案第17号から37号第12回総会保留議案についてであります。経過を含め説明をまとめてお願いいたします。
- 事務局 議案第17号から30号、令和2年11月10日開催 第12回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請について及び議案第31号から37号、令和2年11月10日開催 第12回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
11月第1号から7号についてですが、前回総会にて、審査の参考とするため申請人に総会へ出席していただき意見を伺いましたが、耕作の事業を主宰する申請人が計画内容について十分に説明出来なかったため、委員の皆さんのご指摘をまとめて補正を指導すると共に取下げも検討するよう指導することとして審議保留となりました。これにより、11月第20号から26号及び11月第8号から14号についても、営農について判断出来ないため、審議保留となりました。
総会后、各委員からの指摘事項をまとめて、申請代理人を通じて対応をお願いいたしました。その後、12月4日付けで申請人★★さんから、第12回総会での指摘事項の回答延期願いが提出されました。延期期間は、令和2年12月末日までとされており。理由は、指摘事項に対して、営農型太陽光発電設備設置事業計画及び営農計画について再構築するため。具体的には、売電収入からの営農支援金を明示すること、営農継続のために農地の巡回管理・生産指導に農地所有者との委託契約を結ぶこと、営農作業者として、当該地区に居住する方々と委託契約を結ぶこと、以上のことに時間を要するため、とのこと。保留議案についての説明は以上でございます。
- 会長 一か月待つて頂きたいという話でございます。その意向は踏まえなくてはならないんですけど、その場合は、一か月後にまたしっかりと審議をするという形になると思います。ご意見等のある方はいらっしゃいますか。★★委員いかがですか。
- ★★委員 この許可申請の問題は、営農型太陽光発電ということですから、営農の継続が確実になされるかという上に成り立つ事業であります。本人にも伝えたんですが、「私も新規就農者との関わり合いは色々やってきたけど、この前の総会の発言の流れは私の経験した中でも最悪に近い。本当に農業をやる人は、たしかに我々から見ても大変だなどと思っても営農しようという意欲に溢れている。ところが、あなた方は★★さんにおんぶに抱っこで、とても一人前の営農をするというふうには誰も受け取

ってないよ」ということを言いました。ですからこの議案は、この指摘事項にきちんと応えられるようじゃないと難しいと思います。そういう意味では、一か月よくこの指摘に対する検討なり研究、あるいは色々勉強して頂いて、農業委員会が納得出来るようなものを出すことが最低限必要なんじゃないかと思います。本人の申し出もありますので、一か月待って、一か月後にきちんとした判断をすればいいんじゃないかと思います。

会長 ほかにご意見ございますか。

★★委員 私は、総会に来た時の説明の中で、★★さんには農業をやるという意欲が感じられませんでした。そういう人たちがこういう事業を進めるというのは、私は積極的に応援しようという感覚にはなれなかったです。一言付け加えさせていただきます。

会長 それでは17号から23号については一か月後にしっかり見極めながら慎重審議していくということでもう一か月保留ということはいかがですか。(異議なしの声) それでは17号から23号については保留することといたします。続いて議案第24号から30号及び31号から37号については17号から23号の保留により営農について判断できないため、保留とさせていただきます。

続きまして議案第38号及び39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)であります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第38号及び39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)ご説明します。(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは38号及び39号議案については承認ということにさせていただきます。

続きまして議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)ご説明します。(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは40号議案については承認ということにさせていただきます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・令和2年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

会長 以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。